

# 小規模多機能型居宅介護事業所「ゆったり あしたり」

## 重要事項説明書

当ホームは、介護保険の指定を受けています。  
岡山県真庭市長指定 第 3393400084 号

居宅サービス提供にあたり、厚生労働省令第 34 号・36 号に基づいて、当事業所が説明すべき事項は以下のとおりです。

### 目次

1. 事業所の名称及び所在地
2. 事業の目的
3. 事業所の運営方針
4. 施設概要
5. 連絡先及び緊急の連絡先
6. 職員の職種、員数、及び職務内容
7. 介護職員の勤務体制
8. 営業日及び営業時間
9. 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員
10. 通常の事業の実施地域
11. 小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額
12. 緊急時における対応方法
13. 事故発生時の対応
14. 協力医療機関
15. 苦情処理の対応
16. サービス利用の際の留意点
17. 守秘義務
18. 地域との連携について

### 1. 事業所の名称及び所在地及び連絡先（緊急連絡先）

岡山県真庭市五名 77-1 番地  
株式会社 コステム  
小規模多機能型居宅介護事業所  
「ゆったり あしたり」  
代表者 原 弘樹  
管理者 原 祐子

連絡先：0866-52-9066      0866-52-4677  
(24 時間対応)  
FAX 番号：0866-52-9066      0866-52-4677

### 2. 事業の目的

要支援者・要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことが出来るように援助することを目的とする。

### 3. 事業所の運営方針

- (1) 住み慣れた地域での生活を継続することが出来るよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、適切に行う。
- (2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で、日常生活を行うことが出来るよう配慮して行う。
- (3) 提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことが出来るように必要な援助を行う。
- (4) 介護予防の十分な効果を高める観点から、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるように、さまざまな工夫をして適切な働きかけを行う。

- (5) 介護計画に定める目標達成の度合いや利用者及び家族の満足度について常に評価を行う。  
 (6) 地域に開かれた事業運営を確保するため、利用者の家族や地域の関係者等を含め意見交換・運営点検のため「運営推進会議」を設置する。

#### 4. 施設概要

建物 構造：木造平屋建て  
 延べ床面積：141.96 m<sup>2</sup>

#### 5. 連絡先及び緊急の連絡先

電話番号：0866-52-9066      0866-52-4677      (グループホーム あしたりの家)  
 (24時間対応)  
 FAX番号：0866-52-9066      0866-52-4677

#### 6. 職員の職種、員数、及び職務内容

管理者	1名	事業所の従業員の管理及び業務の管理（介護職兼務）
計画策定者	1名	介護支援専門員（管理者兼務） 小規模多機能型居宅介護計画の作成
生活相談員	1名	利用者の生活相談（社会福祉主事） 介護職兼務
看護職員	1名	利用者の健康管理（非常勤看護師）
介護職員	6名	小規模多機能型居宅介護の提供（常勤1名以上、非常勤2名）

#### 7. 介護職員の勤務体制

- (1) 日勤                      8：30～17：30の間で8時間勤務  
 (2) 夜勤・宿直            18：00～翌8：00（内3時間休憩）

#### 8. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日      月曜日～日曜日まで                      祝日・盆・年末年始は利用者との相談による。  
 (2) 営業時間    24時間  
                   通いサービス      9：00～16：00（緊急時を除く） ご利用者の状況による。  
                   宿泊サービス      18：00～翌8：00（緊急時を除く）

#### 9. 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員

登録定員   ：    25名  
 通所定員   ：    15名  
 宿泊定員   ：    3名

#### 10. 通常の事業の実施地域

真庭市地域内（真庭市の許可がある場合は県内全域）

#### 11. 小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額

- (1) 利用者の人格を十分に考慮しながら、身体の状態に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るように介護サービスを提供し又は必要な援助を行う。  
 (2) 指定小規模多機能のサービス提供は、事業所の職員が当たるものとする。利用者の負担によって介護の一部を付き添い者に行わせることがないようにする。  
 (3) 利用者が小規模多機能型居宅介護従事者と食事や掃除、洗濯、買い物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行うことによって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるように援助する。  
 (4) 利用者の身体的、精神的状況の的確な把握に努めるとともに、症状等に応じて医療機関との連携を図るなど適切な対応を行う。  
 (5) サービス概要  
     ① 通いサービス  
       事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

- ア 食事  
 \*食事の提供及び食事の介助  
 \*食事のサービスの利用は任意です。
- イ 入浴  
 \*入浴又は清拭を行います。  
 \*衣類の脱着、身体清拭、洗髪の介助を行う。  
 \*入浴サービスの利用は任意です。
- ウ 排泄  
 \*利用者の状況に応じて適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。
- エ 機能訓練  
 \*利用者に適した訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努める。
- オ 健康チェック  
 \*血圧測定等利用者の全身状態の把握に努める。
- カ 送迎サービス  
 \*ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎をします。
- ② 訪問サービス  
 利用者の自宅に伺い、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。その際サービス実施のための必要な備品等は無償で使用させていただく。  
 なお、サービス提供に当たって、次に該当する行為は行わない。
- ア 医療行為  
 イ ご契約者もしくは家族からの金銭又は高価な物品の授受  
 ウ 飲酒及びご契約者又はその家族等を行う宗教活動、政治活動、営利活動  
 エ その他ご契約者又はそのご家族等を行う迷惑行為
- ③ 宿泊サービス  
 事業所に宿泊して戴き、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(6) 利用料その他の費用の額（介護予防小規模多機能型居宅介護を含む） \* **料金表参照**

初期加算（該当者のみ）	入所後 30 日と日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはMに該当する方は入院 1 ヶ月を超え退院日から 30 日	30 単位/日
サービス提供体制加算（Ⅰ）	勤続年数 10 年以上の介護福祉士 25%以上配置もしくは介護福祉士 70%以上の配置	25 単位/日 （注 1）
サービス提供体制加算（Ⅱ）	介護福祉士 60%以上の配置。	21 単位/日
医療連携体制加算（Ⅰ）	事業所職員として、又は病院診療所、訪問看護ステーションとの連携により看護師を 1 名以上確保している。	39 単位/日
医療連携体制加算（Ⅱ）	事業所職員として看護職員を常勤換算で 1 名以上配置している。看護職員が准看護師の場合は病院等の看護師と連携を確保する事。算定日が属する前 12 ヶ月間において、喀痰吸引を実施している状態又は、経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態の入居者が 1 名以上である事。	49 単位/日
医療連携体制加算（Ⅲ）	事業所職員として看護職員を常勤換算で 1 名以上配置している。算定日が属する前 12 ヶ月間において、喀痰吸引を実施している状態又は、経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態の入居者が 1 名以上である事。	59 単位/日
総合マネジメント加算（Ⅰ）	① 個別サービス計画を多職種にて見なおし。 ② 機関への具体的な情報提供。 ③ 地域住民等への相談対応体制。 ④ 地域住民との連携にて地域資源を活用した支援の実施。	1200 単位/月

	<p>⑤ 障がい者福祉サービス、児童福祉施設と協働し、世代間の交流の拠点となっている。</p> <p>⑥ 地域住民、他事業所と共同で事例検討会、研修会を実施している事。</p> <p>⑦ 地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っている。</p>	
総合マネジメント加算(Ⅱ)	<p>① 個別サービス計画を多職種にて見なおし。</p> <p>② 機関への具体的な情報提供。</p>	800 単位/月
看取り介護加算Ⅰ	看取り介護を行った場合。 死亡日以前 31 日～45 日以下	72 単位/日
看取り介護加算Ⅱ	看取り介護を行った場合。 死亡日以前 4 日～30 日以下	144 単位/日
看取り介護加算Ⅲ	看取り介護を行った場合。 死亡日以前 2 日～3 日以下	680 単位/日
看取り介護加算Ⅳ	看取り介護を行った場合。 死亡日当日	1280 単位/日
若年性利用者受入加算(該当者のみ)	若年性認知症利用者ごとの担当者を中心に特性やニーズを行った場合。	120 単位/日
科学的介護推進体制加算	利用者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出する。必要に応じてサービス計画見直すなど、サービスの提供にあたって情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。	40 単位/月
訪問体制加算		
夜間支援体制加算	夜間及び深夜の時間帯に1ユニット1名+介護従事者または宿直職員を1名配置	25 単位/日 (注2)
協力医療機関連携加算		
退所時情報提供加算	入居者が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点等を同意を得て情報提供を行った場合。(心身の状況、生活歴等)	250 単位/回
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	<p>1) 事業所におけるご利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症者の占める割合が2分の1以上である。</p> <p>2) 認知症の行動・心理状況の予防及び出現時の早期発見に資する認知症介護の指導に関わる専門的な研修を修了している者を1名以上配置している。</p> <p>3) 個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行いその評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防に資するチームケアを実施している。</p> <p>4) 認知症ケアについてカンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の程度について定期的な評価ケアの振り返り、計画の見直しを行っている。</p>	150 単位/月  (注3)
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	<p>1) 事業所におけるご利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症者の占める割合が2分の1以上である。</p> <p>2) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ複数人の介護職員から成る認知症行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。</p>	

	<p>3) 個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行いその評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防に資するチームケアを実施している。</p> <p>4) 認知症ケアについてカンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の程度について定期的な評価ケアの振り返り、計画の見直しを行っている。</p>	<p>120 単位/月</p> <p>(注 3)</p>
生産性向上推進体制加算 (I)	<p>1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び介護職員の負担軽減に資する方策を検討する為の委員会の設置、開催を生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている。</p> <p>2) 見守り機器等のテクノロジーを複数導入している。</p> <p>3) 1 年以内に 1 回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を厚生労働省へ行う。</p> <p>4) 職員間の適切な役割分担の取り組み等を行っている事。</p>	<p>100 単位/月</p> <p>(注 4)</p>
生産性向上推進体制加算 (II)	<p>1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び介護職員の負担軽減に資する方策を検討する為の委員会の設置、開催を生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている。</p> <p>2) 見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入している。</p> <p>3) 1 年以内に 1 回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を厚生労働省へ行う。</p>	<p>10 単位/月</p> <p>(注 4)</p>
介護職員処遇改善加算 (I)	<p>所定単位数の 14.9%</p>	<p>(注 5)</p>
介護職員処遇改善加算 (II)	<p>所定単位数の 14.6%</p>	<p>(注 5)</p>
介護職員処遇改善加算 (III)	<p>所定単位数の 13.4%</p>	<p>(注 5)</p>
介護職員処遇改善加算 (IV)	<p>所定単位数の 10.6%</p>	<p>(注 5)</p>

ア ご負担額

・介護保険での 1 割または 2 割若しくは 3 割負担額および施設ご利用負担額 (介護保険以外)

イ 上記に掲げるものの他、指定小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、そのご利用者に負担させることが適当と認められるもの。

ウ 前項の費用の徴収に当たっては、あらかじめご利用者又はそのご家族に対して、当該サービス内容及び費用について文章で説明を行い、支払いに同意する旨の文章に署名 (記名・押印) を受けることを原則とする。

\* **料金表**

## 小規模多機能型居宅介護事業

## ①介護保険での1割負担分

令和6年6月1日改定

介護認定							
区分	介護費 ①	サービス 体制加算 (I)②	総合マネジ メント加算 (1) ③	④生産性 向上体制 加算(II)	小計 ⑤	処遇改善 加算(I)⑤ ×14.9%= ⑥	合計：ご利用者 ご負担額 ⑤+⑥=⑦
要支援1	3,450円	750円	1,200円	10円	5,410円	806円	<b>6,216円</b>
要支援2	6,972円	750円	1,200円	10円	8,932円	1,331円	<b>10,263円</b>
要介護1	10,453円	750円	1,200円	10円	13,403円	1,997円	<b>15,400円</b>
要介護2	15,370円	750円	1,200円	10円	17,330円	2,582円	<b>19,912円</b>
要介護3	22,359円	750円	1,200円	10円	24,319円	3,624円	<b>27,943円</b>
要介護4	24,677円	750円	1,200円	10円	26,637円	3,969円	<b>30,606円</b>
要介護5	27,209円	750円	1,200円	10円	29,169円	4,346円	<b>33,515円</b>

※実加算取得を実施している加算項目にて計上しています。

## ②介護保険での2割負担分

介護区分							
区分	介護費 ①	サービス 体制加算 (I) ②	総合マネジ メント加算 (1) ③	④生産性 向上体制 加算(II)	小計 ⑤	処遇改善 加算(I)⑤ ×14.9%= ⑥	合計：ご利用者 ご負担額 ⑤+⑥+⑦=
要支援1	6,900円	1,500円	2,400円	20円	10,820円	1,612円	<b>12,432円</b>
要支援2	13,944円	1,500円	2,400円	20円	17,864円	2,662円	<b>20,506円</b>
要介護1	20,906円	1,500円	2,400円	20円	26,806円	3,994円	<b>30,800円</b>
要介護2	30,740円	1,500円	2,400円	20円	36,640円	5,164円	<b>39,824円</b>
要介護3	44,718円	1,500円	2,400円	20円	48,638円	7,248円	<b>55,886円</b>
要介護4	49,354円	1,500円	2,400円	20円	53,274円	7,938円	<b>61,212円</b>
要介護5	54,418円	1,500円	2,400円	20円	58,338円	8,692円	<b>67,030円</b>

※実加算取得を実施している加算項目にて計上しています。

## ③介護保険での3割負担分

介護区分							
区分	介護費 ①	サービス 体制加算 (I) ②	総合マネジ メント加算 (1) ③	④生産性 向上体制 加算(II)	小計 ⑤	処遇改善 加算(I)⑤ ×14.9%= ⑥	合計：ご利用者 ご負担額 ⑤+⑥+⑦=⑧
要支援1	10,350円	2,250円	3,600円	30円	13,174円	1,344円	<b>18,648円</b>
要支援2	20,916円	2,250円	3,600円	30円	23,644円	2,412円	<b>30,789円</b>
要介護1	31,374円	2,250円	3,600円	30円	35,012円	3,571円	<b>46,200円</b>
要介護2	46,110円	2,250円	3,600円	30円	49,616円	5,061円	<b>59,736円</b>
要介護3	67,077円	2,250円	3,600円	30円	70,391円	7,180円	<b>83,829円</b>
要介護4	74,031円	2,250円	3,600円	30円	77,282円	7,883円	<b>91,818円</b>
要介護5	81,627円	2,250円	3,600円	30円	84,812円	8,651円	<b>100,545円</b>

※実加算取得を実施している加算項目にて計上しています。

## ○施設利用負担金(介護保険以外)

区 分	1日当たり	
食材料費	朝食	350 円
	昼食	500 円
	夕食	500 円
	おやつ	1食 110 円
宿泊費	1泊	3,000 円
オムツ代	実 費	
日常生活に必要な物	実 費	
実施地域以外の送迎・訪問に係る交通費	実 費	
その他活動に伴う材料費	実 費	

(7) 利用料は月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により、小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は計画より多かった場合であっても、日割りでの割り引きや増額は行わない。

- ア 月途中から登録した場合又は、月途中からの登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割り料金をお支払いいただきます。
- イ 登録日・・・ご利用者が当事業所と利用計画を結んだ日ではなく、通所・訪問・宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
- ウ 登録終了・・・ご利用者と当事業所の利用契約を終了した日

## (8) ご利用料金のお支払い方法

先月のご利用料金等の合計額を請求書として明細を添付して、当月 15 日までに通知いたします。ご利用料金は、当月末日までに現金を持参いただくか又は下記口座に振り込みにてお願いいたします。

株式会社 中国銀行 落合支店 普通口座預金番号 (1320953)

株式会社 コステム 代表取締役 原 弘樹

## 12. 緊急時における対応方法

指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、速やかに主治医又はあらかじめ当該事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

## 13. 事故発生時の対応

- (1) 事業者はご利用者に対するサービス提供にあたって事故が発生した場合には、市町村、ご利用者のご家族、医療機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 事故発生時、事故の状況、及び事故に際して取った処置について記録するとともに、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかにご協議の上損害賠償を行うものとする。但し、本人の過失により事故に至った場合は、その限りでない。(本人負担を原則とする＝自己責任)

## 14. 協力医療機関

当事業所と下記の医療機関とは、ご利用者に対する定期的な診療、病状の急変等に備えるため、協力医療機関と契約を結び指定協力医療機関と定めている。

○ 指定協力医療機関 岡山県真庭市下中津井 773-9  
医療法人 廣恵医院（内科・外科） TEL 0866-52-5020

岡山県真庭市宮地 1336-4  
杉山歯科医院（歯科） TEL 0866-52-4618

## 15. 苦情処理の対応

## (1) 当事業所における苦情の受付

○ 苦情受付窓口（担当者）  
管理者（計画作成担当者）・介護支援専門員・介護福祉士  
管理者 原 祐子

○ 受付時間 8:30～17:30 TEL・FAX 0866-52-9066

苦情解決に社会性や客観性を確保し、ご利用者の立場や特性を配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置する。

第三者委員・・・・元真庭市民生児童委員 三ツ 芳順

## 17. 秘密保持

- (1) サービスを提供する上で知りえたご利用者及びそのご家族に関する秘密・個人情報については、ご利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはしない。
- (2) あらかじめ文書によりご利用者又はご家族の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で細心の注意をしながら、情報を提供することは出来る。

## 18. 個人情報保護法及び情報開示

- (1) 職員は、個人情報保護法を遵守する事を基本とし、同法に基づき職員研修を行いご利用者・ご家族に対し、充分なる説明を行うと共に、他機関に情報を提供する場合は、事前に本人若しくはご家族の同意（同意書作成）を得て提供するものとする。
- (2) ご家族に対するご利用者の情報開示については、個人情報保護法を基本としご本人の意思表示が明らかな場合を除き、当ホームはご利用者のご家族に対し、情報開示のあった場合は、そのご利用者のキーパーソンとなるご家族のみに情報開示要求書にご記入戴き情報を開示するものとする。

## 19. 地域との連携について

- (1) 事業者は、サービスの提供に当っては、ご利用者、ご利用者の家族、事業所が所在する市の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表等により構成される委員会（運営推進委員会）を設置し、おおむね2ヶ月に1回以上活動を報告し評価をうけるとともに、必要な要望助言等を聞く機会を設ける。
- (2) 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- (3) 事業所は、その事業の運営に当り、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の交流を図る。

## 20. 人権擁護と高齢者虐待防止について

- (1) 高齢者虐待防止に関する責任者の選定しています。  
高齢者虐待防止に関する責任者 : 管理者 原 祐子
- (2) 当事業所は虐待防止の為の指針を整備します。
- (3) 当事業所は苦情解決体制を整備しています。
- (4) 当事業所は従業者に対する虐待防止の委員会及び啓発する為の研修を定期的に行います。
- (5) 当事業所は従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス体制



- を整える他、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (6) サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者（入居者）を発見した場合は、速やかにこれを市町村等へ通報します。

## 21. やむを得ない場合の身体拘束の手続き

身体拘束等の適正化の向けての取り組み

- (1) 当施設は身体拘束等の適正化の指針を整備します。
- (2) サービス提供にあたり、ご利用者（入居者）または他のご利用者（入居者）の生命または身体を保護する為やむ負えない場合を除き、身体拘束を行いません。
- (3) 緊急時やむ負えず身体拘束を実施する場合はその事由を利用者（入居者）及び保証人へ説明し、同意を得ます。
- (4) 当施設は緊急時やむ負えず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を開催するなど、身体拘束等の適正化の取り組みを行います。
- (5) 身体拘束等の適正化の為の従業者に対する研修を定期的に行います。

## 22. 感染症予防及び感染症発生時の対応

当施設において感染症の発生防又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、食中毒及び感染症の発生を防止する為の措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接は連携に努めます。

- (1) 当施設は、感染症対策の指針を整備します。
- (2) 当施設は、感染症発生防止の為の委員会及び従業者に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。

## 23. 非常災害対策

当施設に災害対策に関する担当者（防火担当者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

防災担当者： 藤森 悠樹

防災の対応 消防計画に基づき速やかに消化活動に努めるとともに。避難・誘導にあたります。  
防災設備 防火管理者を選任し、消化設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。  
防災訓練 消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業者及び利用者（入居者）、必要に応じ地域の参加が得られるよう連携に努め、消化通報、避難訓練、水害訓練を年間計画で実施します。

事業継続計画（BCP） 大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不足の事態が発生しても事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

## 24. 地域との連携

- (1) 当施設は周辺地域との相互理解を深め、地域に開かれ、地域福祉の一端を担うグループホームとなるため、利用者（入居者）、入居者の家族（保証人）市町村職員、地域住民の代表等で構成される運営推進会議を設置します。
- (2) 定期的に運営推進会議を開催し、活動状況及び運営状況の報告を行い、運営推進会議による評価を受けると共に運営推進会議からの必要な要望、助言等を聞く機会を設けています。